

尼南保第2399号  
尼北保第2500号  
令和4年2月1日

介護老人保健施設 各位

南部保健福祉センター所長  
北部保健福祉センター所長

### 介護老人保健施設入所者の他科受診について（通知）

平素は生活保護行政にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

介護老人保健施設入所者の他科受診について、改めて周知させていただきますので、介護老人保健施設各位におかれましては取扱いについて、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 1 介護老人保健施設入所中の医療機関への受診について

介護老人保健施設（以下、老健という。）では、入所者（短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護の利用者も含む。）に提供するサービスに医療も含まれており、常勤医師や看護師等の配置が義務づけられています。

したがって、入所者に必要な日常的な医療については老健の医師やスタッフが担当することとされておりますが、入所者の病状からみて当該老健において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない、とされています。

そのため、必ず貴施設に配置されている医師の判断に基づき、必要な他科受診を案内してください。

#### 2 病院等へ情報提供の徹底

老健が、入所者の診療のために往診を求めたり、医療機関へ通院させる場合は、老健の医師と医療機関の医師（保険医）とが協力して入所者の診療にあたるべきものとされています。

この場合、施設医師と保険医とが協力して入所者の診療にあたるためには、相互の情報提供が十分になされることが必要であり、診療所等が老健の入所者を診療する場合には、当該老健の医師から当該老健での診療状況に関する情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならないとされています。

老健が、入所者の診療のために医療機関へ通院させる場合は、介護保険被保険者証を携えさせ、必ず医療機関に当該被保険者証を提示するよう入所者又は付き添いの家族等に対して、案内をお願いいたします。

併せて、医療機関に対して、施設入所者の診療状況に関する情報の提供を行っていただきま

すよう、お願いいたします。

なお、情報提供時の書式については、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成12年3月31日老企第59号厚生労働省保健福祉局課長通知、平成20年8月4日老老発第0804001号で一部改正、平成21年3月13日老老発第0313004号で一部改正）で示されています。

### 3 医療機関での保険請求不可診療について

施設医師と保険医とが協力して入所者の診療にあたるためには、施設医師は保険医に対し、診療情報に関する情報の提供を行い、相互の情報提供が十分になされることが必要ですが、同時に診療報酬の算定上の制約が設けられており、他科受診の際に医療機関で算定できる項目・できない項目が示されていますので、他科受診を行う場合には算定不可診療料の取り扱いについても、情報提供時に医療機関と調整を行うようお願いいたします。

なお、3ページ目に、令和2年保医発0305第1号の別添1で示されている「算定できる項目・できない項目」を示しています。

### 4 施設入所者の入院について

老健の入所者が医療機関に入院中の場合で、老健側で入所扱いとなっている場合には、併設保険医療機関の場合でも、それ以外の場合であっても、入院料等については算定不可とされています。そのため、医療機関による算定不可診療料については請求できませんので、取り扱いについては、入院先の医療機関とも連絡調整をお願いいたします。

### 5 処方せんの取り扱いについて

老健の入所者を診療した保険医療機関の保険医は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、保険薬局での調剤または治療材料の支給を目的とする処方箋を交付してはいけないことになっています。

そのため、施設入所者が他科受診を行う際には、医療機関に対し、老健の医師に対して情報提供を行うよう他科受診先の医療機関へ依頼するとともに、入所者及び医療機関への同行者に対して、保険薬局で調剤を受けないよう案内をお願いします（別に厚生労働大臣が定める場合を除きます。）。

### 6 その他

本市ホームページの「医療扶助・介護扶助の適正化」のページ（ページ番号1004329）に、過去に送付しました通知等を掲載しております。

「医療扶助・介護扶助の適正化」のページ

トップページ > くらし・手続き >

生活支援 > 生活保護 > 生活保護の適正化 >

医療扶助・介護扶助の適正化

以 上

出典：令和2年度診療報酬改定について（通知）令和2年 保医発 0305 第1号の別添1「医科診療報酬点数表に関する事項」の第3章「介護老人保健施設入所者に係る診療料」

（算定できるものについては「○」、算定できないものについては「×」）

項 目	小 項 目	併 設 保 険 医 療 機 関	そ の 他
基本診療料	初診料	×	○
	再診料	×	○
	外来診療料	×	○
特掲診療料			
医学管理等	退院時共同指導料1	×	○
	診療情報提供料（Ⅰ）（注4及び注17に限る。）	×	○
	診療情報提供料（Ⅱ）	×	○
	その他のもの	×	×
在宅医療	往診料	×	○
	その他のもの	×	×
検査	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
画像診断		○	○
投薬	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
	その他のもの	×	×
注射	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
	その他のもの	×	×
リハビリテーション	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
精神科専門療法 処置	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
手術	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
麻酔	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
放射線治療 病理診断		○	○
		○	○

（注）厚生労働大臣が定めるものは、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）の第十六及び別表第十二により規定されているものである。